

平成25年 第3回 五泉市住居表示審議会 会議録

日 時 平成25年2月12日(火) 午後3時00分～午後5時33分

会 場 五泉市村松支所 3階 市民ホール

出席委員(10名)

相田豊委員・鈴木良民委員・阿部律雄委員・金子トシ子委員
加藤聡委員・島名透委員・雨田進一郎委員・瀧澤修委員
鈴木紀美子委員・斎藤史郎委員

出席者 伊藤勝美市長

事務局(3名)

地域振興課 高岡徳康支所長兼課長・熊倉央課長補佐・高橋友紀主査

傍聴者 37名

報 道 2名

15:00 開会

熊倉課長補佐 定刻になりましたので、第3回五泉市住居表示審議会を始めさせていただきます。まず始めに、会長よりあいさつかたがた進行の方をお願いいたします。

阿部会長 はい、今日は3連休明けの大変ご多忙の中10名全員の出席をいただきまして、大変ありがとうございました。よって、過半数は超えていますので本日の会は成立いたします。事務局及び報道機関から会議中の写真撮影の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

1回、2回と審議会を重ねてきましたが、皆様からいろいろなご意見を頂戴して来たわけでございます。そういう中で、関係の皆さんの所へ、当然私の所へもご意見、提言が来ております。そういった話を賜ってますと、若干、誤解されている点があるように私は思うわけでありまして。まず、その辺、私どもも含めまして、住居表示の中の法律をもう一度皆さんから再認識していただく意味で、今まで過去、住居表示をやっております村上、新発田、旧高田、今上越になってますが、この3市の住居表示の経過、どういう形でそれが成立したのかを、審議会に入る前に事務局より詳しく説明を願います。

高岡支所長 今、会長の方から詳しく説明をしていただきたいと思いますということでございます。説明させていただきます。住居表示につきましては、第1条に目的があります。公共の福祉に資することを目的とすると。第2条に住居表示の原則とありましてですね、原則のとおりですね、方式、載っているのは二通りだけでございます。街区方式、もう一つが道路方式、二つしか載っておりません。街区方式と言いますのは、皆さんご存知かと思えますけども、道路、河川、水路、鉄道敷、第2回の時に斎藤副会長からご質問ありましたけれども、恒久的な施設ということで墓地あるいは公園、そういったもので区切って、そういった区画に囲まれた所を一つ一つ区切って町名を付けていく方式でございます。もう一つは道路方式です。昭和37年の5月にできた法律でございます。その時、街区方式、道路方式という二つの方式で法律を作りました。道路方式につきましては総務省に確認した所、日本ではほとんど事例が無いということで、平成8年に村松で住居表示する時にですね、道路方式で作るとどういう風になるかということで、実施基準のとおり道

路に名称を付けてはみたものの、五百近い道路名になりまして非常に煩雑になるということで、我々は道路方式は使えないだろうと、一例を挙げますと、第四銀行から西公園に向かう道路がございます。仲丁通りと付けた時にその道路に面した人達は仲丁通り 1 番、2 番と付きます。その仲丁通りからスーパーさいとうの新道店に向かう道路があります。それが仲丁通りから南に向かいますので仲丁通り南小路、南に向かう道路が何本もあればそれを 1 号線、2 号線と付けます。そして大和田パーマ屋さんから西に入る小路がございます。そうしますと仲丁通り南 1 号線西小路あるいは他の名前が入るかもしれませんが、そうやって番号が付きますので道路と言う道路全てに名前を付けますので、非常に長い名前、さっき言いましたように村松のような所だと五百近い道路名があつて非常にわかりにくいということで、道路方式は取るべきものではないだろうと、平成 8 年に判断いたしました。住居表示に関する住居表示制度の解説、自治省が出している本でございますけど、その 148 ページにですね、法律を作ったのは昭和 37 年の 5 月でございますけども、そのわずか 2 年後、昭和 39 年の 4 月に自治省行政局長から都道府県知事あてに通達が出ております。「この答申の趣旨に基づき、全般的には、街区方式による住居表示の実施を推進されるよう管下関係市町村のご指導をお願いする。なお、道路方式の採用を検討しようとする団体がある場合には、あらかじめ当省に連絡するよう、ご配慮願いたい。」ということで、法律は作ってはみたものの、道路方式は日本の市街地には煩雑な方式であるということで、実施の方も、この方式についてはなるべく避けてほしいという通達が出ております。そんな所で日本中住居表示をしている市町村は、ほとんどが街区方式でやっているという状況でございます。

それと県内市町村、村上、新発田、高田の状況でございます。村上につきましては、村上は非常に旧町名が残っているということで、住民の皆さんも村上方式と、法律には方式は無いんですが、村上のようなやり方もあるじゃないかという声を良く聞きます。平成 8 年の時もですね、そういった事があったものですから村上の方に行きましてですね、当時の課長さんから話を伺いました。新潟や水原などの住居表示をした市町村を視察したり、聞いたものもありましたし、解説本も読んで行きましたので、村上の課長さんにこれは法律のどの条文に該当するのか聞いた所、法律は良くわからないでやったものということでありました。そこで、村松も村上のようにやれるかどうか県に行って聞いた所、あくまで法律の趣旨にのっとった住居表示をやっていただきたいということでした。法律を破ることはできないので、村上のやり方は当時村松では取る事のできないものでした。新発田と高田につきましては、皆さんの所に資料がいつてるかと思いますが、新発田市役所の職員にも連絡しまして、住居表示前は全部で 54 の通称名あるいは町名が新発田にあったわけでございます。七軒町、下鉄砲町、袋町いろいろな名前が、54 の町内名がありましたけれども、新発田の住居表示は昭和 38 年に審議会を立ち上げまして、早い段階での住居表示の実施でした。その中で 54 ありますけども、中曽根に町をつけて中曽根町、諏訪町の二つが今の住居表示で残っている町名でありまして、54 のうちの 52 はですね、住居表示をして使われていない名前であります。西園町、御幸町、中央町、大栄町、豊町、新富町などは住居表示の時に、なんというか、作った名前でございます。村松の平成 8 年の時の住居表示の案も新発田の区画位で考えました。それで 14 になったわけでございます。その時に、やはり先ほど説明しましたように、街区方式ですと三つ、四つ位の町内が道路で囲まれて、一つの町内になることになります。例えば村松であれば、新道、馬場丁、仲丁、大手あたりが一つの区画としますと、新発田もそうだっ

たんでしょけど、そういった時に三つとか四つの町内のどれか一つの名前を、例えば馬場丁を使おうとすれば他の町内の人達が反対すると。そんなことで新発田の場合は新しく自分達で、大きく栄える町にしようと大栄町、豊かな町にしようと豊町、市街地の西にあるから西園町と付けて取り組んだというのが新発田市でございます。次に、高田でございますけども、高田の市民課でしようか、聞きました。高田公園でしようか、お城があった所でございます。堀がありまして、その右上に本城町とあります。高田市役所の人に聞いたら、昭和45年に住居表示をした町名でございます。そして東城町、東西南北ですね、城の東で東城町、南は南城町、西は西城町、北は北城町ということで東西南北の名前を付けて、昭和47年に住居表示をやった所でございます。こんなことで住居表示をやると名前を作るという宿命といいますか、そういったものがあるかという風に考えます。

それとですね、先日ある委員の方から、法律のですね第9条の2、旧町名等の継承というのがあるという問いかけもありました。ちょっと読ませていただきます。「市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう務めなければならない。」という第9条の2でございます。この第9条の2の条文だけが、昭和60年の一部改正によって設けられた条文でございます。全国の各市町村が住居表示をやってみますと、どうしても旧町名が使われないという問題があります。旧町名等を記した標識、例えば標柱、石碑ですね、あるいは旧町名等の由来等を記した表示板の設置、案内板の設置、そういったもので各市町村住居表示をしても旧町名との継承を図るといのが昭和60年に一文設けられた法律でございます。住居表示というのは、今使っている全ての町内会の名前を表示するという事は不可能と考えています。

それと、先日ある町民の方から「京都市は非常によい住居表示をしているじゃないか」という話でしたが、京都市は住居表示はやっておりません。京都は明治20年代のいわゆる土地の所在地番を起こす時にですね、条網方式でもって、例えば烏丸通三条上るとかですね、条網方式で今日に至ると、京都市は住居表示はやっていない市であります。以上でございます。

阿部会長 はい、今、事務局より住居表示の法律の枠組み、それと実際に今まで取り組んでこられた村上、新発田、旧高田の事案を皆さんにご説明申し上げた所でございます。いずれにいたしましても、私どもも、法律の中で住居表示をきっちり決めていかなければならないものと考えております。そういう中で、2回目の審議会の中で、先般の課題と言うますか、宿題を皆さんにお願い申し上げたわけでございます。これから、その内容について皆さんからご意見をいただければと思います。

それではこれから議事に入ります。議事の(1)町割り及び町名についてです。これにつきまして、先般1回目、2回目、市長から諮問を受けた案と斎藤副会長からのご提示いただきました案を、みなさんからお話し合いをいただいたわけでございます。最終的にこの諮問案というものは論点が二つ、二点になったわけでありまして。みなさんの意見を総合しますと、区割りを増やしたらどうかと意見がありました。また、一方斎藤副会長から提示のありました案については、また皆様からいろんなご意見があろうかと思っておりますので、まとめられることであればぜひまとめていただき、これらの見直しと具体的な案について皆様からお考えを聞かしていただきたいと思っております。

また、この諮問案に対して、相田委員の方から別添の案がみなさんの方にお配りされていますが、相田委員さんの提案された案につきまして、相田委員の方からご説明をお願いしたいと思います。

相田委員 それではご説明させていただきます。先般出されたものが4分割でございますよね、街区が4つに分かれていました。それで世帯件数をちょっとお聞きしましたら、中と東が700件と非常に多くて、西と南と比べると倍近くあったわけですね。みなさんにお配りしてあると思いますが、ちょっと変則的な形になります。村松中と村松東からそれぞれ上の方、北というものを設けたらどうかというところで、事務局、支所長の方にお尋ねしましたらそれは可能じゃないかということで、今、配られたわけです。説明会の中でも「城の北だから城北とか、南だから城南とかと、いかにも安易な名前は付けるな」とご意見ありましたが、私は住所というものは分かりやすいのが一番だと考えておりますので、私の提案は、この、中、東、南、西、北ということで提案申し上げたわけでございます。よろしく願いいたします。

阿部会長 今ほどは、相田委員からこの5分割で村松北、中、東、南、西という提案がなされたわけでございますが。皆様、この他にまたご提案があれば賜りたいと思っております。

相田委員 ちょっと落としました。その区割りですけども、当初、新丁の方からでいいんじゃないかなと思ったのですが、そうしますと上の方に上がってしまいますので、私の提案としては、郵便局の通り、近藤菓子屋さんの所から入っていきますと、突き当たりが土手に向かうと思うのですが、轡田組さんがありますけども、その所に線を引いたらどうか。それから、駅前の所はですね、新田町の所へ行く、五泉市新田町以外の所の区域まで線を引いたらどうかという提案でございます。失礼しました。

阿部会長 わかりやすい分割の案、道路まで説明をいただきましたが、他に皆さん、ご意見あればどうぞ。

斎藤副会長 この前のわかりやすいということが、この前の中、西、南、東と今の北を付けたほうがわかりやすいかというのは、私は村松の人この地域に住んでいる人にとって一番わかりやすいのは、何であるかという、これはいままでの町名が一番わかりやすい。外から来た人がわかりやすいというのがこの前話がありましたけれども、外から来た人はわかりにくいのは当たり前なんです。私が村上に行った時には、おそらく村上の地域の方に聞いて、こう行って、ああ行ってと案内していただきますので、外から来た人にわかりやすいというのは考えなくて良いと思います。そこに住んでいる人が一番わかりやすい、それを町割りにするのが一番重要だと思います。さっきも相田委員からもありましたが、城の南だから城南とか、北だから城北というのは、この前私言いましたが、あんまりにも安易すぎるということで、同じく村松を西とか北とかに分けるのも余りにも安易なやり方で、もうちょっと村松の人間の心のある町名を残すべきじゃないかな。実際に付けようと思えば、ちゃんと付けられるんですね。町史の400何ページに、あれを見てわかる通り、城川から西の方は100年前から西丁と言う名前が付いております。ただそこに御徒士町、長柄町、本堂、片町と言う通りの名前が付いておりますけれど、あれを一括して全部西丁と言う名前が付いているのですから、村松の人はそれを残した方が一番わかりやすい。同じように、東の方の武士の住んでいた乙の番地の付いている所は、全部東丁と呼んでいた。と言う風にまとめていけば、東西南北で分けるのではなくて、昔の名前を残しながら町名を付けること

ができるんじゃないかなと思っております。ただ下町から城町の方に向かっては江戸時代の町方の住まいで、町方の住まいは屋敷が非常に細長くて完全に裏の方まで届いている。今の地図で見ると、この通り、街区方式で切ることができるわけです。ただ、街区方式で切るとは100パーセント皆さんが満足する方法が取れるかという、それは取れないと思います。100パーセントでは無いけれども大部分の方はそれでいいんじゃないかなと、私はそんな風に思っております。もし、東西南北というような分け方をした場合に大部分の方が不満を持っているんじゃないかなと、町名というのはそこに住んでいる人達が自分達の住んでいる所はこういう町の名前なんだというのを残していく、人から押し付けられるものではなくて、自分達でこういう風に思っているというものを残していくのが大事だと思っております。100パーセント残せなくても、80パーセントでもそれを残していく努力をするのが、町名を付けるのに一番大事な事なんじゃないかなと思っております。

阿部会長 傍聴の皆様、拍手と掛け声はおやめください。お配りした通りであります。もし、お約束が守らなければ退席していただきますので、よろしく願い申し上げます。今、斎藤委員の方から、前回のお話の通りの説明があったわけであります。その他にご提案があれば受けませんが。

金子委員 今まで、今回で3回目なんですけども、審議会に出させていただいて、その間いろんな方からお手紙やら、匿名の電話やらたくさんいただきました。その中で、どんな方でも、村松という、斎藤委員のおっしゃったような熱い思いはどなたも一緒なのですね。ただ、その熱い思いがどこでキチンと線引きすればいいのか、その問題だと思うんです。そして署名運動なされたからと、いろいろな方からそれもいただきました。その後で、署名したけども訳がわからないうちに署名してしまったわ、実際どうなんだろうという形で尋ねて来られた方、電話もいただきました。その方に事務局から説明のあったような事を私のわかる範囲で説明しましたら、訳のわからないうちに署名してしまったけれども、提案してみればもっともだねとそういうご意見もたくさんありました。今おっしゃられたような昔の名前が残ってるには越した事は無いですけども、それが痛み分けという形で、お互いに譲り合って、そういうのであれば今説明があった新発田なり、高田なり、そういう所の前例を見習って、街区方式で割られたその中の人達で話し合ったらどうだろうか、そういうお声も聴きました。それと、私も審議員なんですけども、審議員の中で若い方の意見はどうなっているのかというご意見もいただきました。私は30代、40代の若い方に意見を聞いてみたのですが、城下町村松に対する思いは強いのです。ただ、キチンと筋立てて説明して、それも話の案が出ているだけで、まだ審議をしている状態を話して、皆さんの意見を聞いて回りました。若い人達は「確かに残すのが一番いいのかもしれないけれども、でも今ここでやっしまわないと、次に自分達、自分達の子どもの世代に繋がって行った時、あの時してればよかったなと思えるんじゃないかなと、そういうのであれば今キチンとやっしてほしい」という声も多々ありました。そして、私は今、相田委員がさっきおっしゃったような、その北を線引きする、どこで線引きをするのが妥当かはわからないけども、東西南北にして真ん中の部分を村松丸の内とする。中ではなくて丸の内として、そして村松北の5区画に分けて、そしてその西、南、東、北と言うものが皆さん気にいらぬようであれば、街区方式で割られたその地区の方達で話し合ってもいいんじゃないかと、俺たちはこういう名前にしようと、そういう案が出てもいいん

じゃないかと思えます。そして、今ここでどうしても早急に決めてしまうのではなくて、例えば新年度に向けてもう少し若い方の委員を入れる。そして、もう少し意見を固めた上で、「どうしてもしなければならぬんだとわかった」と言う意見が多いのですね、だけどそのやる方法だと思えますね。もう少しじっくり時間をかけてそれをやる必要があるんじゃないかなと思えます。そして、私は今、村松北と、もうちょっと区切って案も出させていただきました。

阿部会長 金子委員の方からこのような説明がありましたけれども、1回、2回いろんな意見が出て、最終的に今の金子委員もおっしゃるように、内容は別にして5分割で皆さんが住居表示を推進されるのかどうか。まずそこを皆さんから確認といいますか賛否をいただかないと話が前に進みませんので、その辺を。

瀧澤委員 すいません。

阿部会長 はい、どうぞ。

瀧澤委員 前回、私はインフルエンザで欠席させていただきました、流れがわからない部分もあるのですが、斎藤副会長がおっしゃった城下町の名前、古い名前を残していくという気持ちは、とても私わかりますけれども、私今、城町に住んでいるんですが、この城町の一角になると新道と上町と寺町、これらが一つの区画の中で城町となっているのですが、そうなるとうわゆるトラブルというものがけっこう出てくると思うのです。がしかし、村松藩が出来てから約三百何十年の間その町名を使ってきたわけですよ。通称名を。それが簡単に無くなってしまいうのもおかしいと思うのですね。ただ、よその町と違って、村松は意図的に計画的に作られて、その名前も計画的に決められた名前なのです。三百何十年使ってきたわけですよ。そうなるとうわ、私思うのは東西南北でもいいと思うのですが、城町の私の住んでいる所は南となります。向かい側は中、または丸の内でもけっこうです。そうなるとうわ町内が二つに分かれてしまうので、そこに街区で分けられているものなのだから、例えば、私の住んでいる所は村松南城町何丁目何番地とできないものではないのでしょうか。例えば向かい側は中だから村松中城町何丁目何番地。そういうことで通称名を残すことができないものではないのでしょうか。もし、村上の方式がそれで駄目で、通らないということであればそれでもけっこうです。しかし、また新たに、そういう町名を残すようなやり方はできないものではないのでしょうか。

阿部会長 今、瀧澤委員から提案がありましたが、住居表示の法的な部分になりますので、その辺、事務局どういってお考えでしょうか。

高岡支所長 今、瀧澤委員の方から、村松南城町あるいは村松中城町というものができかどうかというご質問であります。街区方式では、道路、水路など明確なもので区画された地域が一つの街並みや街区、いわゆる何丁目何番の部分になります。そうした場合、一つの街並みや街区に複数の町内会の単位が含まれて来る所が現実に多数出てきます。例えば、瀧澤委員さんの所而言えば、道路で囲まれた一つの街区の中に城町、寺町、上町の三つの町内会がありますが、住居表示の町名は一つの街区には一つの町名しか付けられませんので、城町、寺町、上町のうち一つだけしか町名に使用できません。そういうことで、村松南城町、村松南寺町、村松南上町のどれか一つしか付けられません。複数の町内会名を一つにした場合、残らなかった町内会の人は何でうちの町内会名が残らなかったのかと理解や合意が中々得られ無いことが、容易に考えられます。そういった事で、南や東の後に何々町などの町内会名を付けて表示することはできません。

阿部会長 瀧澤委員、今、事務局の方から法的な説明がありましたが、これについて何かご意見があればどうぞ。

瀧澤委員 この住居表示に関する法律の中の解説の部分ですけども、従来の名称が地域の住民によって永年慣用され、親しまれてきたものであり、しかも歴史、伝統、文化等のうえで由緒のあるものも多いことから、これらのことを検討し、できるだけ従来の名称に準拠するとともに、字体についても常用漢字を用いると。いわゆる、こういう歴史的なものを大事にしようという一つのものもあるんじゃないかと思うのですね。だから、今ここで駄目と言うかもしれませんが、駄目もとても県と交渉してもまたいいんじゃないかと思うのですが、どうですか。

高岡支所長 今の瀧澤委員さんのご質問でございます。第1回の審議会の時に皆さんにお配りしました資料ナンバー5の12ページをご覧くださいと思います。法律第5条第2項に瀧澤委員さんがおっしゃられた通り、できるだけ従来の名称に準拠すると記載してあります。たびたび通称名は市民にとって永年使用され、親しまれてきたものであり、歴史、伝統、文化のうえで由緒あるものだと十分認識しております。しかしながら、同じこの法律の第5条第2項後段には、これにより難しいときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならないとあります。先ほど、私が説明しましたように高田や新発田などの事例でもお分かりのとおり、通称名にでき難ければ、新たな簡明な町名を付けるのが住居表示の宿命と考えております。

瀧澤委員 感情的なものになるかもしれないけども、新発田も村上もいわゆる市として町名としてその町が残っている。村松はもう今五泉市となってしまいました。そういった意味も考えて、なんとか、こういったものをなんらかの形で残せないかなというようなことを思って、非常に余計だと思うんですよね。だから、おおまかで東西南北でも良いと思うんですけども、通称名を残せるやり方が、もしあるのならば事務局の方で探してみてくださいと思います。

高岡支所長 審議会の皆さん、住民の皆さんの気持ちは痛いほどわかります。正直な話し、慣れ親しんだ名前を使っていきたいという気持ちもわかるんですけども、また一方で、やっぱりわかりやすい住所、そして我々行政に携る人間は破っていい法律、守らなくていい法律というものは無いわけで、我々の仕事そのものが、税務課であれば地方税法、福祉であれば福祉に関する法律がありますし、農業委員会であれば農地法、都市整備課であれば都市計画法、そういった法律に基づいて事業を行ってまいりますので、これらについても法律にのっとってやろうと考えています。ただ、これは市長の考えですけども、今まで使っている名前をどうやって残すかということですけども、町内会名として、町内会は住居表示をしてもそのままですので、1番町内会から60何番町内会までありますけども、それぞれの町内会名は今度ちゃんと御徒士町とか、九軒丁とか、上宝町とか、という表示でもって今までの名前を残していきたいと。また、行政の方で考えれば、対応としては納付書とかそういった通知文ですね。そういったものにつきましては、正式な住所の後でですね、かっこ書きになるかどうかわかりませんが、そういった事で取り組みは可能なのかなと考えております。関係各課、五泉市全体としての取り組みについて、今後検討させていただきたいと考えております。

瀧澤委員 その意味は、町内会名を通称名とするということですね。そして、今の事務局のご発言は、いわゆる町内会名にある程度、公の、公共性を持たせるということで理解してよろしゅうございますか。

高岡支所長 あくまでも行政区の一つの役割になるものですから、今、何番町内と聞こえてきますが、それらについてはっきり町名を明記すると、という風に取り組んでいきたいと考えております。

阿部会長 瀧澤委員よろしいですか。

瀧澤委員 はい。

金子委員 今、事務局の説明にありましたけれども、例えば東西南北で1丁目何番何号、かっこ、例えば城町とか、それは可能だとおっしゃいましたよね。

高岡支所長 住所はあくまでも住居表示しなければ五泉市村松甲何番、乙何番で住所が表示されております。旧村松町の時代に、村松町役場から通知する文書の所にかっこ書きで行政区名が入った時代があったかと思えます。仲丁とか城町とか。住居表示をして何丁目何番何号になってもそういった通知文の所にかっこ書きでもって、行政区として通称名を記載することは可能というふうに考えております。

金子委員 何故、今これを質問したかといいますと。若い方がそれを言われたんですね。30代後半の方なんですけど、村松北1丁目5番6号(泉町)、それが一番わかりやすいと。でもそれは、だんだんとその通称名が無くてもわかるんじゃないかと、当初は通称名を書いてもらって、自然とそれが無くてもわかるような状況になっていくのが理想じゃないかと聞きました。それで今キッチンと街区割を、街区方式をしてキッチンと分けた方がいいと言うのがその方の意見でしたね。

斎藤副会長 私はどうしても東西南北は駄目なんです。というのは、370年その歴史を持ってきてですね。会長さんが村松の町は大変疲弊しているから、それをなんとか活発にしたいと。私は村松の城下町を残して行くのは、村上の例をとればわかると思うのですが、城下町を活かした町づくりをやっている。どうしても街区方式で割っていけば、自分の町の名前が消えてしまうというのは出てくるかもしれませんが、私らが普段使うのは通称名、通称名ではありません昔の名前なんです、通称じゃないんです。昔から付けられた名前なんです。それを通りに付けられた名前は普段も使っているのです。例えば城町という名前が残るかどうかわかりませんが、私はぜひ残してほしいのですが、城町は、城町という名前が普段使う言葉の中には入れているけども、ただ、法律では何々何丁目何番地になるかもしれませんが、私の所を聞かれたら、今の4分割、5分割でいくと村松西になるのですが、西丁なんです。西丁の長柄町なんです。簡単じゃないですか。あるいは東は、東丁の根木町と言え、誰でもわかります。あえて痛み分けをして東西南北に分けるのではなくて、旧、昔の町名から外れる所があるかもしれませんが、100パーセントみんなが満足する町名は絶対付けられないんです。80パーセントでも90パーセントでも残るものは残していくと。それは、今の私達の使命だと思えます。これは、子ども達にどう伝えますか。例えば小学校で村松の町について勉強するわけです。村松の町は城下町なんだよと言う時に、村松の東何丁目何番地と言いますか。そんなのはおかしい。あるいは、会長さんは町の商工会長をやっておられますが、そうであればなおさら旧城下町の名前で残せるものは、残していくと。多少消えるものがあるかもしれませんが、残せるものは最大限残していくというのは、私達の使命だと思えます。そうでなければ、子ども、孫、その下にどう言い訳がつくのですか。言い訳できませんよ。一旦消してしまえば、絶対残してもらいたい。残せるものは残してもらいたい。どうしても残らないのもあるかもしれませんが、それはしかたないですね、街区方式であれば消

えてしまうものもある。そうでなければ 100 パーセント消してしまいますか。私はそんなことはできないと思います。

相田委員 支所長が正式名の一部として、かっこして城町なら城町、仲丁なら仲丁と入れる事は可能とおっしゃいましたけれども、あくまでも正式ではないですよ。正式には、今も通称名は入っていないはず。私の所であれば五泉市村松乙何番地の何が正式名称で、町内は仲丁、20 口です。その通称名はかっこで残すということは正式ではございませんし、それだったら今も同じことなんです。例えば新滝さんは城町になりますよね。城町の新滝さんで通るわけですから。今おっしゃるように通称名、今使っている名前は町内会名として残すわけですから、そしてこの五泉市村松という一文も入ったわけですね。これは村松町があったというしで村松を入れたと、私は理解しています。そして、また起点をどこにするかということが出てくるかと思いますが、城址公園を起点にして東、西、中、北というように分けていって欲しいというのが私の願いなんです。今言われたように残せるものは残す。これでは絶対いさかいの元になると思います。例えば城町を残して欲しい。寺町も城町になる。上町も城町になる。寺町の人、上町の人納得しますか。絶対しませんよ。だから高田にしましても新しい名前を付けてきたのじゃないかなと思います。副会長さんは歴史ある名前を残して欲しいというのは良くわかります。そうであれば、その中、西、東が味気無いのであれば、その 5 区画の中に歴史ある名前を考えて、新しいものを入れていくというお考えはありますか。

斎藤副会長 私は 4 分割、5 分割ではなくて、この前話したように 14 か 15 位で。16 年前の案は後で見せてもらいましたが、あれは 14 分割でした。世帯数が少ないから駄目だとか、多いから困るということは無いと思います。世帯数は少なくとも良いと思うし、多くても良いと思うし。ただ、4 分割では、金子委員が言いますようにあまりにも大雑把過ぎるんじゃないかと。例えば、今出てきた村松西というのは、これは村松西で完全に街区方式で分けるんですね。西丁というのはご存知のように片町がありますが、片町というのは武士の家は片方にしかなかったもので、片町の裏は全部春日なんですね。それで片町なんです。それで、あの城跡公園、城跡の通りですね、あれも仲丁から笹野町に抜ける道路で切れば、完全にこっち側は西丁で入ってしまう。春日も入ります。確かにこうやって切っていくと、さっき瀧澤委員が言われたように城町、上町、寺町のあそこの一角は大変入り組んでいる。たとえ、どういう割り方をしても町の人からは不満は出てきます。私一番不満が出るのは、東西南北で割るやり方だと思います。何で東西南北で分けなきゃならないのか。せめて残せるものは残していこう。多少の不満が出るのは仕方がない。それでもどうしても駄目だというんだったら、仕方がない破綻にさせる以外ない。こんなこと言っていたら絶対に名前なんか残らない。

加藤委員 私の職場は法務局ですけども、法務局の場合も登記の関係になりますが、土地の所在、土地の所有者の住所が村松地区は、五泉市村松甲何番、乙何番となっています。今回、事務局の方からもお話がありましたけれども、今回変えるのは行政区の住所の変更ですから、前からある町名は住居表示の法律の 9 条の 2 の旧町名の継承ということで、市当局もやっていくそうですので、無くなるとか、城町とかが無くなるということは行政上は無いかないかなと思います。町の住所にしる、登記の土地の所在、所有者の住所にしる、そこには上町とかいうのはまったく使われておりませんので、そういう意味では、大字というか、村松という所を割るということですよ。

で、今ある町の名前が無くなるという認識は持たなくてもいいのかなと。今まで通り町内会が残るし、標識も立つのであれば城下町ですから観光客の方も多くいらっしゃると思います。まったく無くなるという事ではなくて、村松というのを村松中何丁目と変更するという捉え方で考えた方がいいのかなと。以上です。

鈴木（紀）委員 いろいろなお話をお聞きしまして、また、私の所にもいろんなご意見、お手紙をいただいております。住居表示に何が必要かとずっと考えていたのですが、第2回目に会長さんがおっしゃった町興しをしなきゃいけない。よそから人を呼び込まなきゃいけない。活性化のためにも。そのためにも住居表示は、よその人が来ていかにわかりやすくするか、というのが私は住居表示として一番必要な事だと思っています。私も村松に住まわせていただきまして30年弱ですけども、自分の生まれた所よりも村松で長く住んでいます。ですから、村松の事を本当に大事ですし、歴史については浅くてよく知らないかもしれないけども、いろんな事を教わると、こういう良い面がある、良い事があるという熱い思いを皆さんから感じ取れます。ですけども、分け方としてはやはり大きな道路で分けて、どこの人が来ても一目瞭然わかる分け方というのが住居表示の一番大事な事だと感じております。名称に関しては、後に審議していただくというのが、斎藤委員がおっしゃったとおりに、後でよろしいと思いますので、まず分け方として、この大きく道路から分けるというのがよそから来た方に一番わかりやすいんじゃないかと。もし私が別の市町村に行った時に、電柱に何々何丁目何番何号と表示が打ってあると、おおよそで、その町に行ってもここはそういう町名なんだと理解できるというのが、誰が見てもわかるというのが住居表示として必要だと考えておりますので、私は大きく分けた方がよろしいのではないかと考えております。

阿部会長 鈴木（良）委員お願いします。

鈴木（良）委員 みなさんの気持ちというのは、旧町名を残す、これは市民みなさんが同じ気持ちだと思っています。私が話しを聞いている中で、何故町名が消えるとその町が消えてしまうのか。私は大蒲原村の出です。でも、下大蒲原という地名に誇りを持っておりますが、大蒲原村は無いんです。菅名村も無いんです。川内村も無いんです。十全村も無いんです。ずっと消えてきました。でもここに新しい歴史が伝わって来るのだと思います。今皆さんの話を聞いていて、村松と言う城下町を残すのは、今我々住んでいる人達が残すべきものなのです。住居表示で残すことではなくて、やはり歴史というものは皆さんが、今お城を守る会の人達が一所懸命昔の武家屋敷とかいろんなものを残している、そういったものをですね一所懸命町全体を盛り上げるのが、城下町を残す、伝統を残すことだと思います。あくまで住居表示そのものが町が無くなるかと考えていたら、歴史なんて一つも残らない。歴史と言うものは、我々だけで若い人達の意見が反映されていないことがあります。20代、30代、40代の方々がここに入ってもらって、若い人達の意見がここに反映されるのは非常に大事なことだと思っていますが、でもその人達にここで審議されていることを歴史として捉えて、伝えていくことが大事だと思っています。愛知県の犬山市へ行ってきました。犬山城がある。そこの大きな看板にお城を中心とした町名が書いてある。また、新しい町割りが書いてある。そういったものを考えて、今我々が住んでいる所は城町だよ、上町だよと伝えるのが歴史じゃないですかと私は思います。だから、住居表示に対して、市民の方は旧町名を残すというのは全員が一致していると思います。ただ、甲、乙、丙を何とかしたい、

この住居表示を変えない限りは後世に残ってしまう。やはり、不満は残る、それはどんな状況でも不満は残ると思います。でも、我々が歴史を残すということは、住居表示が変わったら歴史が無くなるなんて、絶対我々は思ってませんし、若い方もそんな風に思っていると思います。わかりやすい住居表示を残す。そして、住んでいる我々がこの村松の歴史としての城下町を最大限活かすまちづくりをしていくべきだと思っています。相田委員が言われたように、旧町名を残すよりは、新しい名前を付けるべきだと思っておりますので、ここですぐ、中とか北とかと決めるべきではないと思っております。町割りとしては、5つ位が妥当かなと思っております。以上です。

阿部会長 ありがとうございます。島名委員は新潟で住居表示の関わりを持たれたということですので、参考のために、その辺ご意見あればお聞かせいただきたいと思っております。

島名委員 会長の方からご紹介いただきましたが、ここで言えば、私は皆さんと違って外から来ている人間です。だいたい2年位で転勤していく人間であります。そうした中で村松の住居表示に関与させていただけるということで、喜んで委員を引き受けた次第です。皆さんはよくご理解されているかと思いますが、住居表示というのはわかりやすい方がいいと言いますが、わかりやすくするために住居表示にあえて取り組もうとされている所でございます。私ども警察、消防、郵便局さん、そして宅配の業者、個人のお宅を訪ねてこられるお客様、またご商売をされている所においでになるお客様、こういった方々がですね目的の場所を探しあてないといけないのですから、住居表示というのはせつかくならわかりやすい方がいいと言うと、この住居表示は、さきほど副会長さん言われましたかね、住んでいる人々のためなんだと。こういった言い方、私の言い方をしていくと住んでいる人のためというより、外部の人のためにわかりやすくするんだという性分の方が大きくなるという風に受け取られるかもしれませんが、しかし、わかりやすくすることによって、そこに住んでいる市民の皆様方が受けるサービスがうんと向上します。また、それによって安全、安心も高まる。こういうことに繋がるわけですので、誰のためのものということではなくて、誰にでもわかりやすい住居表示は必要なんだろうと思っております。わかりやすくという事であれば、じゃあ街区はどういう風にすれば良いのか、先ほどからいろいろご意見あるようですか、わかりやすい分け方をすべきだろうと、複雑なジグソーパズルのピースのようであっては絶対にならない。極論を言えば、わかりやすい入り組んでない線で切つてあげると良い。じゃあ数はどれ位がいいのだろう。これも真に必要な、妥当な、妥当と認められる数が良いと思っております。多くなればそれだけ探す手間が掛かるわけですので、皆さんが納得できるそう多くない数がベストなのかなと。そうした時にですね、街区ごとの関連性も非常に重要になってきます。ポツンとそこに落ちた時にですね。自分の目指していた所と違った。じゃあどっちの方に行けば自分の目指す所に行けるのか。町名が並んでいるだけではどっちに進めばいいかわかりません。そこで私は事務局からご提案のあった中、東、南、西、今日一部改正案が提案されて北を含むという形になりましたが、ポンと行って自分のいる所が北で、行きたい所が南であったら全然逆だったなど、わからない人でも訪ねていける。これが住居表示がわかりやすくする利点だと思っております。よそからおいでになった方がしっかり村松を楽しむことができる。

前置きが長くなって申し訳ありません。私は新潟の出身でありまして、新潟が住居表示をしたのが昭和37、38年の頃ですね。私が小学校に上がるか上がらないかの頃で50年位になります。新潟は住居表示をしています。恐らく法律が出来てそれに従ったと思うんですが、その際多くの

旧町名、故事、歴史と伝統のある町名が消えました。街区方式を使って割るわけですから当然ですよ。自分達の集まっている所に道路が通ったり、電車の線路が引かれたりして、いわゆる街区の基準たるものが出来てきたわけですから、それにしたがって割れば当然一つの町内が別な名前になるということですが、当時も喧々諤々あったようですが、まあこうした改革にはある程度の犠牲はつきものという話は、少し皆さんの理由とは違うかもしれませんが、その上で、さらに新しい良いものが作られるというわけで今の新潟市が出来ています。ただ、古い町名、それに伴う住んでいる人達の絆、こうしたものは今も残っています。残すことも可能です。変わったのは住居表示です。そこに住んでいる人達の歴史は変わりません。例えばですね町内会の活動、子ども会の活動、婦人会の活動、さらにお祭り、こうしたものは以前の町内会でまだ活発に行われています。そこで歴史を語り継いで、みんなの生まれた所は今こういうような地名、住居表示になっているけども、元はこういう町内で今はこういう町内なんだ、その町内の名前の由来はこういう所から来ているんだよと語り継ぐことで歴史は引き継いでいくことが十分できると思います。それがまた、その区域の方々の絆となって生きていくのです。それと住居表示を一緒にしないでいただきたい。住居表示はあくまで目指す所にわかりやすく短時間で行くためのもので、そこに住んでいる皆様方の歴史はいろんな形で、例えば自治会などの活動で認識できますよ、町内会の名称でもいいですよと言っている通りなのです。その活動を活発にしてさえいけば、名より実を取るという形になるのでしょうか、歴史も伝統も、そして古い町名とともに新しい世代に語り継いでいけると思います。新潟市が政令指定都市になる時に地名でかなりもめましたよね。でも今はすっかり落ち着いています。そうした中で、自分達の前の人は行政区は違う地名が付いているけども、その中で培ってきた歴史と伝統をその地区で次の方に伝えて、今も活発に活動されているからだと思います。今後村松地域の人々の皆さんが受けられるサービスの向上、安全、安心の向上がさらに地域を発展させるため、住居表示の持つ意味をですね各委員の皆さん方にもう一度考えていただいて、今、前に進む良い時期だと思えます。ここで話しを、せっかくここまで来た話をですね、やれうちの旧名がいいのでうちの名前にするということで頓挫させるのももったいないと思います。もう少し皆さん知恵を出して考えていかなければならないと思います。住居表示はわかりやすく、これが原則だと思えます。それと皆さまの歴史は異なる、それを混在させないで考えていただきたいと思っている所でございます。

阿部会長 はい、今、島名委員の方から今までの実体験を踏まえて、意見を頂戴したわけがあります。まさにそのような事でなかろうかと思えます。いかにどうやってこの住居表示というのはわかりやすく、この地域に住んでいる方々も、よそからおいでになってくる方々も一目瞭然でその目的地に行けますよというのが、この住居表示の一番の根幹を成しているのではないかと思います。そういうことを皆さんからいろいろなご提案をいただきながら、こうやって進めて来た所であります。ご意見いっぱい頂戴しました。私もこの委員を仰せ付けられて、本当にもうこの住居表示というのは当地にとって非常に重要なものであると思っております。皆さまから、この住居表示に対する意識そういう風なものを委員の皆さまからもう一度持ってもらいまして、今後やっていかなければならないと思っております。

雨田委員の方からお話があればお願いしたいと思います。

雨田委員 私もですね、この住居表示の審議の進め方と皆さんの持っている気持ち、ここでの

通称名の呼び方ですね、混在させないで分けていった方がいいと思います。村松は昔城下町、伝統のある町ですから、歴史、思うものはたくさんあるかと思っています。そういったものはさっきのお話のとおり、町内会あるいは通りの名称、それから通りに出ている標識、看板で残るわけですし、地元のみなさんが常に言い合う名称はもちろん自由なわけですので、先ほどのお話のとおり、これからの村松の発展を考えるとどうしても対外的なことを考えてしまいます。より複雑にならないようにですね、地域以外の人が入って来やすいような住所、住居表示を進めていくべきだろうと考えます。それは、4区画がいいのか、今回5区画の案が出ましたので、これを見ると5区画がいいのかなと思いますが、そういった形でいった時にですね、今ここまで決めて進んでいるわけですので、こういった方向でまたこの審議が頓挫しないようにと考えます。私も村松の住民ではありません。新潟市の横越から通勤しています。昔の括りで言うと中蒲原郡ということで皆さんと同じだったわけですけど、横越の住所を言うと村松と同じような、昔は横越村、大字横越何番地という住所でした。それがですね、今は横越東町何丁目何の何と、非常にですね昔からみるとわかりやすい住所となりますけども、そういった事で他から来る人からわかりやすくなっていますし、昔の名前は地元の間が残していけばいいわけですので、そういった形で今私が住んでいる所も変わってきていますし、そういった面等も考えますと、これからの村松の将来の発展を考えますと、この機会にですねこの審議を進めていくべきだと考えております。以上です。

齋藤副会長 私は島名委員さんに質問があるのですが。大変失礼な事を聞くのですが。新潟の何区でございますか。

島名委員 中央区です。

齋藤副会長 中央区ですね。中央区、今の町名で全然違和感無いですよ。例えば、中央区を東西南北で分けたらどうしますか。それでもよろしゅうございますか。

島名委員 中央区を東西南北で分ける。そうじゃないんですよ。住居表示があった時は、私は天神尾という町名でした。それが、住居表示があった時に幸町と天神に分かれました。当時は住民の総意というわけでは無いですけども、そういう風に割れました。変わっています住居表示上。今、中央区を東西南北に分けるのとは、またニュアンスが違います。長年住み慣れた天神尾から住居表示によって、幸町に分けられた。ただ、自治会はまだ天神尾自治会何班、子ども会も天神尾自治子ども会、さらにお祭りも、昔はここは天神尾であったよと言いながら、向こうの人達と一緒にやっていたんだよという形を申し上げたのです。

齋藤副会長 ありがとうございます。私はどうもねえ。非常に安直に東西南北を付けるのが、そのことが嫌なのです。今ここに東西南北で真ん中に新しく丸の内ができたんですが、丸の内はいいですよ。実際昔あったのですから。ざっと見ますと村松西の地形はパッと二つに分けられる、道路で。それから村松南も二つに分けることができる。東も大体二つに分けることができる、道路で分けると。もし、分けることができるんだったら、残した方がいいんじゃないですかね。それをわざわざ消してしまって・・・。

島名委員 あの、そのことについて申し上げればですね。私が申し上げたのは、分けた街区の関連性、すいません誤解があるのかな、東西南北がお嫌いということであれば委員の個人的なお考えだと思います。私が申し上げたのは、割った街区の関連性がやっぱりあった方がいいのかなということですね。外の人、内の人皆さんが分かりやすい住居表示ということであれば、例えば

今私がいるのは西です。でも私は東にいる友達を訪ねてきたのです。じゃあどう行けばいいのだろうかと言った時に、南、東、北とこうした関連性があればいいのかなと申しあげました。それと、こまごまに割ると様々なばらつきが出てきたり、来た人は何町の隣が何町なのか良くわからないはずなので、一つの意見としてこういう区分けがあれば、自分の立ち位置から目的地へ非常にわかりやすいのじゃないかなということでお話し申しあげたもので、どうしてもこれにしるということではありません。関連性を申しあげたものです。

斎藤副会長 大変良くわかりました。そういうことで言いますと、私、村松を大変わかりやすく東とか北とか南とかを使わないで、かつての約三百何十年前に付けられた名前で分けることができるのです。街区方式で分けることができるのです。ただどうしても、例えば東とか南とか西に分けても繋がらないものは出てくる。できるのだったら、例えば具体的な名前を挙げましょう。村松西というのは真ん中に道路が入ってますが、その道路の北側に細い道路が入っています。これが昔の町屋と武士の境目なんです。だからここで切れる。それから村松南と言うものがありますが、真ん中に太い道路がありますが、これは寺町なんですけども、寺町はどこでも城下町の入口に町を覆うように残っていたわけですね。だからさっき街区方式でやる時には恒久的な施設その他とありますので、これはお寺の墓地で割っていけばいいですので、村松南を半分を割って南の東側は新町になります。南のもう一方は寺町になります。同じく東には太い道路が東から北東の方へ延びているのですが、ここは学校町なんですけども、学校町そのものは昔から藩政時代からあったものではないんですけども、明治に軍隊が営所させられて営所通りと言う名前前で火事で焼けて、学校町が出来てから100年、火事で焼けてから60年から歴史があるのですから、これは残していくと。そうすると東というのはどういう風に切るかということ、東丁と、東丁は昔から付けられた名前です。西丁と同じで。それから、今は営所通りとは言いませんが、学校町と言う名前は残した方がいいのではないかな。そうすると村松東と言うのをこんな単純な村松東と言うのではなくて、歴史のある名前を付けながら残していくことができるのです。それから、村松北、丸の内がありますが、丸の内と言う名前は現在はほとんど使っている人はおりませんけども、かつては上級武士の住んでいた所で、村松北の方はいわゆる小新保と言われているのですが。こういう風に分けていけば、東西南北のような単純な名前ではなくてできる。私は前に歴史を消すという話をしましたが、村松の財産を消すことになると思うんですね、さっきの町興しの話がありましたけれども。それから、鈴木委員さんさっき話しました、歴史はいろんな、例えば町の中にここは何々町ですよ、何とか通りですよと。あるいはお城の会が中心になっているいろいろな本を書いておられます。だけどあれを立ち止まって見ている人が何人いますか。私は町名というのは生きた歴史だと思うのです。生きた歴史である以上やっぱり残せるものは残していかないと。まずいでしょかね。

加藤委員 先ほども言ったのですけども、行政区を、行政区画を変えるということですよ。今ある町名を無くすということでは無いと思うんですよ。もともと公の、法務局であったり市役所では、五泉市村松乙とか丙とか甲とか、そういうことでしかないのもともと丸の内とか西丁とか東丁と言うのは公文書には使われてませんので、無くなるという考えでは私ちょっと違うのかなと思うのですが。町内会とかは残っていくのですよね。住居表示の法律にのっとって公の町名は何丁目何番に変わるわけですが、今使っている町名は今まで通りずっと残っていくし、今

も公の公文書の中には出てこないのですから、そこはちょっと分けて考えていった方が良いと思うのですが、すいません。

高岡支所長 住居表示をやったとしましてもですね、住民皆さんの生活にはさほど変化は無いというか、この前も事務局の方に手紙が届きまして、以前は根木町とか宝町という住所だったけれども、いつの間にか村松乙何番になっているという投書が来ました。みなさん、正直、以前は御徒士町とか本堂とか城町とかと言うのが住所だったけれども、いつの間にか変わったと思われる方が大勢おられますけども、おそらく明治の頃からですね皆さんの戸籍、住民票の中に一回も御徒士町とか城町とか記載されたことは無いと思います。もう昔であれば村松町甲何番、乙何番これが住所であって、城町が消えるとか、新道が消えるとかということではなくて、今まで通り村松甲、村松乙の部分が町名に変わるわけでございますので、生活する上でですね、仮に私であれば村松丸の内あるいは中何丁目何番何号となりますけども、高岡さん家はどこだと言われる時に、今でもそうですけども、甲何番と私は言いません。城町ですと、住居表示をしても、村松中何丁目だろうと、高岡さん家はどこだと、城町ですと。これは何ら差し支えありません。ただ、郵便物とか契約する時とか何か届け出る時の住所は、甲何番、乙何番というのが住居表示をして東なのか西なのか、あるいは斎藤さんがおっしゃるとおり寺町、新町になるかわかりませんが、住居表示をして変わるはその部分が変わるのであって、住居表示をしても町内名、商店街の名前は変わったわけではございません。生活していく中で何ら今まで変わってなく、今までも、加藤委員がおっしゃったように不動産登記の所在とかというのも通称名が入っているわけではございませんので、甲何番、乙何番から変わるということで考えていただきたいと考えております。

斎藤副会長 それは十分承知しております。ただですね、おそらく傍聴されている中にも私と同じ考えの人はいると思うのですが、法的な正式な住所を書く時はそうですよね。私は今でも、実際には私の所は村松乙何番地なのですが、手紙を書く時は、友達にうちがどこだかわかるようにするには、ただ単に乙何番地だけでなく村松長柄町乙何番地と、こう書いて一向に差し支え無いんです。商店街が、何とか商店街が住所が変わったから別の名前にする必要は無いんですね。そのまんま使えばいいんですね。だから、私は東西南北ではなくて、これをできるだけ今までの名前を付ければお互いに満足できるんですよ。あるいは不満なんてのは、例えば何で俺の所は村松南なんだと、別な名前があるじゃないかと。そういう不満を持っていると思うのです。何かまったく変わってしまうとか、無くなるとか、そんな事は誰も考えていないと思うんですよ。ただ表面上の名前として、それが残るか残らないか、それだけなんですけども、その辺にやっぱりこだわりというものがあるんですね。じゃあこれを南にしないで、半分に割って、街区方式で、道路のどこで切るか考えれば、皆さんが満足する方向で切れる。それをわざわざ無くしてしまっただけで、無くなるというのは消えてしまうわけじゃないですよ、そういう名前を無くしてしまっただけで、東西南北にした方が皆さん良いと感じているのかどうか、私はそうでないと思うのです。なにも今いる場所が消えてしまうわけではないですけども、ただ正式な名称としてですね、できたら昔の名前をそのまま残してもらいたい。けども昔の名前が消えている所、あるいは昔の名前が消えても、通りの名前がそのまま生きているわけですから、それを大いに使えばいいんです。あるいは使っていただきたいと思います。その方が生きた歴史が残りますし、普段呼ぶ名前の中でも歴史が残りますし、付けられた名前の中にも歴史が残ります。一番いいじゃないですか。わ

ざわざ、そういう歴史を、無くなるわけではないですけども、表面上消してしまっただけで別な名前にしてしまうことはやる必要は無いと思います。だから、村松北じゃなくて昔からの地域の呼び名が残っているのですから、東という所もその呼び名が残っているのです。それを何で使えないのですか。大いに使っていけばいいじゃないですか。あるいはそれを町名として残していけばいい。こういう風に思っております。

島名委員 基本的な事を事務局に聞かせていただきたいのと、斎藤委員へもお聞かせいただきたいと思います。今ほど住居表示町割図（案）というものをいただいて、斎藤委員がお作りになったと思うのですが、例えばですね、春日、西丁というものがありますが、村松という名称は使わないということですか、使うのですか、村松春日という名称は可能なのですか、そういう住居表示は。

高岡支所長 可能でございます。

島名委員 これは全部村松が付くのですね。わかりました。

鈴木（紀）委員 斎藤委員は本当に良く村松を愛されていますし、それを残すということを温かいご意見だと思います。ただ、その、今これから審議していかなければいけないのは、名称よりもまず区割りを先に決めていかれた方が、名称に関してはまたこれから検討していけばよろしいので、皆さんそれぞれが熱い思いをヒシヒシと感じておりますので、逆に区割りについてご検討いただきたいと思います。

瀧澤委員 区割りを決めていくことでいいと思うのですが、私は何丁目何番地になろうとも、どういう地名が付こうとも、私は広告とかは城町で通そうと思っています。そして、私が一番聞きたいのは、通称名が無くなってしまふ、新住所になった時に、現実には昔からある名前なんですよ、裏寺が旭町になったり、もっとも城下町らしい高札小路が栄町になったり、袋町が秋葉町になってます。こういう事が現実には起きているんですよ。簡単に名前を変えているんですよ。だから、そういう意味合いにおいては、町内会名を昔の名前で通称名で使うということは、公で使うもの、公共性を残して欲しいなと思うのです。例えば新しい住所になって何丁目何番地と言いますと、今度教える時に子ども達に、通称名が無くなってしまいます。そして、何丁目何番地の誰々さんちへ遊びに行くという形になると思います。だからそういう意味合いにおいては、町内会名に通称名を残していくのであれば、公として使えるような町内会名にしていきたいというのが私の願いです。

阿部会長 時間も相当押して参りましたので、どうでしょう、いまこの案件について他にご意見ございましたら、お願いいたします。

鈴木（良）委員 今、瀧澤委員が言われた通りだと私思います。旧町名が新しい区割りに付いた場合、同じ名前が重なってしまう場合があると私思います。かえって今までの旧町名を残すのであれば、町内会名で残した方が、より子ども達に、また歴史として残していける大きなメリットだと思います。区割りの中に旧町名を残していきますと、重なる町内会名が必ず出て来ます。そうなった時にどう説明されますか。それと、私先ほどから少し気になっているのが、上級武士の住んでいる所、下級武士が住んでいる所、町民が住んでいる所、じゃあ消えていった町名の中にどんな町名があったのですか。都合の悪い町名は消えていったんですかという話になるじゃないですか。私は歴史というものはそういうものではないと思います。皆が誇りを持って住んでい

る所を上町だ下町だということで誇りをもってやっていけば、絶対に住居表示をした所で失うものは何も無いと思います。かえって複雑になるかと思しますので、以上であります。

阿部会長 時間も相当押して来ておりますので、皆さんのご意見出つくしたと思います。

ここで若干、休憩を取らせていただきます。

午後4時42分 休憩

午後4時52分 再開

阿部会長 それでは、ただ今より審議会を再開したいと思います。はい、今まで本当に皆さんから様々な意見を頂戴いたしました。皆さんから意見が、私は出尽くしたと思いますので、これより採決に入りたいと思います。第1回目に実施区域を諮りまして、皆さんから承諾をもらった通りでございます。それと同時に、街区方式、これも皆さんから承諾をもらった所でございます。市から提案されています諮問につきまして、当初、4分割という案が示されておったわけでございます。皆さんからいろいろご意見いただきまして、最終的に5分割という案が出ておるわけにありますけど、まず一番最初にこの実施区域、最終的に前回の会議でご了解をもらっていますけど、これについては皆さんご了解いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

阿部会長 ありがとうございます。それと方式ですが、これも皆さんからご了解いただきましたけれども、これもご了解いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

阿部会長 ありがとうございます。それと、この住居表示の町の割り方ですけれども、当初先ほど申しあげましたとおり、諮問案は4分割ということでありましたが、皆さんもう少し細かく入れた方がいいだろうということで、5分割という案が出て参ったわけであります。まず、この5分割が皆さんよろしいのかどうか、ここを皆さんから賛否を取りたいと思います。5分割について賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

阿部会長 はい、ありがとうございます。それではこの住居表示の町割りは5分割ということで決定をさせていただきたいと思います。それでは、この中身、名称につきまして、村松北、村松丸の内、村松東、村松南、村松西という修正案が皆さまの方から出ておりますけれども、これについて挙手を取りたいと思います。

鈴木（紀）委員 すいません。

阿部会長 はい、どうぞ。

鈴木（紀）委員 この名称、町名につきましては今日決定をしないで、今後5分割の、五つに割った中でこういう良い名前があるとか、今後の検討課題で、今日は採決しない方がよろしいかと思えます。

阿部会長 皆さん、今、鈴木委員からこういう提案がなされましたけども、どういたしましょう。継続審議ということで。

〔「町名については継続審議ということで答申をして」と呼ぶ者あり〕

阿部会長 はい、わかりました。そうしますと、今皆さんからご承賜りました実施区域、街

区方式で、それから5分割でやるということで、とりあえずここまで皆さんから決めさせていただきましたので。

斎藤副会長 5分割とか4分割とか、ここに出てきたのだけが案で、実際の案というのは、私、これも基に話合っただけができる。私ね、一番最初聞いたのは、高岡さんから最初聞いたのは、いや会長さんだ。各委員の方から分割をどういう風に分割していくか、町名を付けていくか持って来てくださいと、1回目の最後に言われましたよね。1回目の会議で。それを出してくれたのは、私の案をたたき台にするのと、市長の諮問案と、相田さんのちょっと手直した案しか出ていない。他の方の案はどうなっているのですか。それを全然取り上げないで、はい5分割ですよというのはおかしいと思いますね。

阿部会長 はい、どうぞ。

相田委員 ちょっと失礼。今、賛否を取ったわけですが、これは審議会でございますので、今の会長がおっしゃたように街区方式とこの区割り、これだけを答申して、名称についてはちょっと考えましようというのが鈴木委員の考えだったと思います。私達も賛同いたしましたから、副会長さんは反対ですので、答申の時には何対何で賛成、反対1というように答申なさればいいことだと思います。

阿部会長 審議会の有り様というのは、皆さんの意見を吸い上げて、若干の修正はありましたけれども、まったく諮問案ですから、我々も諮問に対して、その中で、諮問案についてどうするのかということでもあります。若干の修正部分もそれはあって然るべきだと思いますし、現に4分割が5分割ということで皆さんからご了承いただいたわけでもあります。鈴木委員から町名については継続審議とご発言ありましたので、その辺はどうでしょうか、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

阿部会長 それでは、今申し上げた部分のみを市長さんの方に答申をしまして、この町名については、また後日会議も持ちまして皆さんから……。はい、どうぞ。

加藤委員 最後の区割りで無くて町名の関係ですけども、市長さんの方からは区割りと町名についての諮問があったわけですから、この審議会では結論については、結論が出なかったという回答、市長さんへの回答になるわけですね。

阿部会長 暫時、ここでちょっと休憩を。

午後5時00分 休憩

午後5時19分 再開

阿部会長 再開いたします。それでは皆さんに答申案でございますが、ご説明申し上げます。1から3で明記しております。1、市街地の区域及び住居表示の実施方法について。実施区域でございます。実施区域については、諮問のとおりとすることは適当である。実施方式。実施方式については、諮問のとおり「街区方式」とすることは適当である。2番目といたしまして、区割り及び町名について。区割り、別添図面のとおり。町名については、先ほど申し上げましたとおり、継続審議とし、審議終了後答申するものとする。その他、住居表示に関する法律及び住居表示に関する実施基準の遵守に努めること。以上が皆さまからいただきました答申案でございます。

これではよろしければ、案を取りまして、市長の方に答申をさせていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

阿部会長 はい、ありがとうございます。それでは、市長の方へ答申をさせていただきます。

阿部会長 五泉市住居表示審議会 会長 阿部律雄、貴殿より村松地区住居表示整備事業について諮問がありました。この度、委員会を開かせていただきまして結果が出ましたので、ここに答申を申し上げたいと思います。

平成 25 年 1 月 18 日付け五支所地第 46 号で諮問のありました村松地区住居表示整備事業について慎重審議の結果、下記のとおり答申します。

1. 市街地の区域及び住居表示の実施方法について

- ・実施区域 実施区域については、諮問のとおりとすることは適当である。
- ・実施方式 実施方式については、諮問のとおり「街区方式」とすることは適当である。

2. 区割り及び町名について

- ・区割り 別添図面のとおり
- ・町名については、継続審議とし、審議終了後答申するものとする。

3. その他

- ・住居表示に関する法律及び住居表示に関する実施基準の遵守に努めること。

以上答申申し上げます。

〔阿部会長、市長へ答申書を渡す〕

伊藤市長 ごめんください。村松地域における住居表示ということで 3 回も会議を重ねられ、まことに心からお礼申し上げます。百数十年も経って、この住居表示の問題であります。平成 8 年におきましては、議論の中にお話しがあったかもしれませんが、14 区画、そのうち旧菅名村の方は三つか四つ入っていたかと思しますので、だいたい 10 区画になるわけでございます。その中で、それもやはり名称ということになりますと寺町とか、本町とか、丸の内とか、学校町、下町といろいろ名前が付きましたが、消える名前が多くて、65 町内が村松地区にあると思っております、それを全て網羅することができないということで、頓挫した経緯がございます。いろいろ議論を抱えていただきまして、多くの方から今日も傍聴に来ていただき、心配をかけております。いずれにしても、甲乙のままでは、職員を始め、外来の方も中々わからない。また旧町名も今まで町内会として呼称として呼んでいなかった。何番町内、何番町内ということで推移してきた所です。合併しまして、町内に看板を立てましてですね、すじすじの道路の呼称と言いますか、まあ町内、御徒士町、長柄町、新丁とかですね、いろいろな所に立てました。そういった事を大事にしながらですね、これからどのような住居表示、わかりやすい住居表示と言いますか、これもまた難しい所と思っております。今日の答申案にも継続ということでお話をいただきました。これから行政といたしましてもどのような形ですと、変えなければならないというのは皆さん一致している所だと認識しておりますし、これを、方法をですね、皆さんからご指導いただきながら、良い提案、禍根を残さない住居表示、また、今まで歴史ある村松の藩政社会から移行して参りました町名をですね、鍛冶丁とか御徒士町とかですね、そういった事がどのように反映されるのか。また、お城の会につきましては、旧武家屋敷、住居を 2 棟ほど解体して、保存しておられ

ます。この件に関しましては大変敬意を表する所でございますし、この構築、再築と言いますか、建築につきましては合併時に合併特別債を使ってこれを保存、改築するということを、合併時に村松町で決めております。そういった事も旧村松の方達あまり知られていない。また、城跡公園の整備につきましてもですね、合併特例債を用いまして整備を図るということは、合併の頃からの新市建設事業に載ってる所であります。そういった事をどのように今後取り組みながらですね、この歴史ある村松の地域がより発展することを願いながら、この住居表示を考えていきたい。このように考えておる所でございます。厳しい激論を交わされたということで、事務局から聞いております。阿部会長さん、斎藤副会長さん始めとして委員の皆さんから大変お忙しい中、集まっただきましてですね、また、村松の事を考えていただきまして、ありがとうございました。今後とも末永く、まだ終わったわけではありませんので、これからどのような方向で取り組めばいいのかこれからまたご指導いただきながら、考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。大変ありがとうございました。

阿部会長 市長さんありがとうございました。それではですね、次に移らせていただきます。

(2) その他について、事務局何かありますか。

熊倉課長補佐 それでは、連絡事項になりますが。町名につきましては継続審議ということになりましたので、新年度に入ってから次の会議になろうかと思っております。また追って早い時期に連絡申し上げたいと思っておりますので、その節はよろしくお願いいたします。以上であります。

阿部会長 それでは、本日予定されております議題については全て終了したわけでありまして。委員のみなさんから今後の住居表示について確認しておきたい事があれば、どうぞ発言を求めます。おられませんか、はい。事務局から連絡事項があれば発言を求めます。

熊倉課長補佐 特にございませぬ。

阿部会長 はい、それでは、大変長い時間になりましたけども、これをもちまして3回目の審議会を閉じさせてもらいます。本当に長い間ありがとうございました。

17:33 閉会